

第22回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年3月29日(月曜日)
午後1時

場所

大崎ブライトコアホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する
ストックオプションとしての新株予約権に
関する内容改定の件

目次

第22回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	31



定時株主総会における新型コロナウイルス予防対応のお願い

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第22回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、総会へご来場された際に下記の事項にご協力いただければ幸いです。また、ご高齢者、妊婦、あるいは体調が優れない方は、郵送やインターネットより事前に議決権のご行使をしていただき、当日のご来場はご遠慮いただきますようご理解の程よろしくお願い申し上げます。なお、運営スタッフにつきましても、マスクを着用してのご対応を予定しています。株主の皆様の安全を第一に考えての予防措置ですのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<ご協力のお願い>

- ・可能な範囲でマスクのご持参及びご着用にご協力ください。
- ・ご入場の際は、消毒液での手指消毒にご協力ください。

※今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主の皆様は予め当社ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願いいたします。

<当社ウェブサイトURL>

<https://company.golfdigest.co.jp/ir/>

以上

証券コード 3319
2021年3月12日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表取締役社長 石 坂 信 也

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月26日（金曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

またインターネット等により複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこといたします。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月29日（月曜日）午後1時（開場時間 午後12時30分）
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第22期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監
査結果報告の件
2. 第22期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 役員退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権
に関する内容改定の件

以 上

●ご出席にあたって

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●インターネット開示について

下記の事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。お手数ながら当社ウェブサイトよりご確認くださいようお願い申し上げます。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<当社ウェブサイトURL>

<https://company.golfdigest.co.jp/ir/>

議決権行使についてのご案内

当社の株主総会における議決権行使の方法は、下記の3通りでございます。

▶ 株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2021年3月29日（月曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

▶ 書面による議決権行使の場合



行使期限 2021年3月26日（金曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

▶ インターネット等による議決権行使の場合



行使期限 2021年3月26日（金曜日）午後5時30分入力分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>



- 携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご使用の携帯電話等の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問合せ先
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）における経営環境は、米中貿易摩擦の長期化や新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」といいます。）感染拡大の影響により世界経済が悪化しております。また、国内経済は、COVID-19感染拡大防止策による経済活動や社会活動が抑制される等、先行き不透明な状況であります。

インターネットを取り巻く環境は、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等は成長を続けております。また、IoT、AIに代表されるデジタル技術は進化し続けており、様々な場面においてデジタル化が進んでおります。ゴルフ市場においても同様に、ゴルファーの需要スタイルは日々変化しております。

このような環境下、当社グループはゴルフ専門のITサービス企業として、圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいりました。しかしながら、3月中旬以降COVID-19の影響から政府や地方自治体の要請による外出自粛の制限等でゴルフプレーの減少や実店舗の休業等から一時的に業績は苦戦を強いられました。当該制限解除後はパンデミック環境下におけるレジャースポーツの中でもゴルフは「3密」を避けやすい屋外スポーツであることが認知されたこと、天候に恵まれたこと等から順調に回復し、当連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）の業績は売上高33,690百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益838百万円（前年同期比14.3%減）、経常利益907百万円（前年同期比6.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益261百万円（前年同期比27.1%減）となりました。

主要セグメント別の業績は次の通りであります。

「国内」セグメント

当連結会計年度における「国内」セグメントの業績は、売上高26,723百万円（前年同期比0.4%減）となりました。また、セグメント利益は1,780百万円（前年同期比15.9%増）となりました。

「海外」セグメント

当連結会計年度における「海外」セグメントの業績は、6,967百万円（前年同期比6.3%減）となりました。また、セグメント損失は941百万円（前年同期セグメント損失556百万円）となりました。

当連結会計年度における期末配当は1株当たり5円50銭を予定しております。

次年度の配当につきましては、中間配当として1株当たり4円、期末配当として1株当たり5円50銭（年間合計9円50銭）を予定しております。

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度においては、設備投資の金額は1,286百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、金融機関に対し短期借入金1,974百万円、長期借入金667百万円を返済しました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2020年1月1日付で、当社連結子会社である株式会社GDOゴルフテックを吸収合併存続会社、同じく当社連結子会社であるキッズゴルフ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2017年12月期)	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 当連結会計年度 (2020年12月期)
売 上 高 (百万円)	21,574	26,739	34,274	33,690
経 常 利 益 (百万円)	1,225	822	971	907
当 期 純 利 益 (百万円)	707	380	358	261
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	707	380	358	261
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	38円73銭	20円84銭	19円63銭	14円31銭
総 資 産 (百万円)	10,805	18,236	19,564	17,994
純 資 産 (百万円)	6,019	6,207	6,315	6,356
1 株 当 た り 純 資 産 額	329円34銭	339円69銭	345円61銭	347円85銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2017年12月期)	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 当事業年度 (2020年12月期)
売 上 高 (百万円)	20,848	24,301	25,759	25,885
経 常 利 益 (百万円)	1,344	1,015	1,206	1,792
当 期 純 利 益 (百万円)	742	442	651	1,132
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	40円66銭	24円20銭	35円64銭	61円97銭
総 資 産 (百万円)	10,438	14,230	15,064	13,676
純 資 産 (百万円)	6,047	6,315	6,793	7,827
1 株 当 た り 純 資 産 額	330円88銭	345円59銭	371円75銭	428円33銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)GDOゴルフテック	9百万円	100%	ゴルフレッスンサービス事業、ゴルフ用品 販売サービス事業、クラブフィッティング サービス事業
GDO Sports, Inc.	30,037千ドル	100%	ゴルフ関連ビジネスの開発、投資
GolfTEC Enterprises LLC	17,151千ドル	60%	ゴルフレッスンサービス事業、ゴルフ用品 販売サービス事業、クラブフィッティング サービス事業

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境・市場環境は、米中貿易摩擦の長期化や新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」といいます。）の感染拡大により、大きく変化しております。各国の感染拡大防止対策としての移動の制限、経済活動の制限による世界経済悪化の一方で、デジタルトランスフォーメーションの加速、ソーシャルディスタンスが保てるスポーツとしてゴルフが再認識される等、チャンスとして捉えるべき変化もありました。当社グループはこの間、早期に全面的なテレワーク体制に移行し、事業を継続してまいりました。このような内外の急激な環境変化による課題を素早く把握し、これに対処することがこの先行き不透明な時代において、より一層重要となると考えております。当社は次の各項目を主な課題として取り組み、引き続きゴルフ専門のITサービス企業として、圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいります。

① 収益力の改善

当連結会計年度はCOVID-19の感染拡大による政府・地方自治体の外出自粛要請に伴う

ゴルフプレーの減少や、実店舗の休業等の影響により一時的に業績は苦戦を強いられましたが、制限解除後はパンデミック環境下におけるレジャースポーツの中でもゴルフは「3密」を避けやすい屋外スポーツであることが認知されたこと、天候に恵まれたこと等から業績は順調に回復しました。しかし、海外セグメントにおいて休業を強いられた時期が繁忙期と重なったことにより全体としては、前連結会計年度に比較して減益となりました。次年度以降におきましては、収益性の高いビジネスへ経営資源を集中させるとともに、海外事業及び新規事業の早期収益貢献に注力し、収益力の改善を進めてまいります。

② 財務体質の改善

事業の成長・拡大や各種取組み等を実行するには、盤石な財務基盤を構築する必要があります。今後も、収益力の改善とともに投資効率の最大化を図る等キャッシュ・フローの増大に努めることで、更なる財務体質の改善を図ってまいります。

③ マーケティング戦略の強化

当社グループの事業拡大を進めるためには、マーケティング戦略の強化が不可欠であります。当連結会計年度は、事業の根幹を成す「GDOクラブ会員」の会員数が465万人（2020年12月末時点）を超え、会員との関係強化に重点を置いてまいりました。次年度以降も、引き続き新規会員の獲得を図りながら、既存会員との関係を強化することに重点を置いてまいります。また、日々進化するマーケティングソリューションを効果的かつ迅速に展開するためにも事業セグメントを超えた横断的な連携の強化に集中してまいります。

④ 各種情報端末への適応

当社グループの提供するサービスを多くのお客様に利用していただくためには、スマートフォンをはじめとしたモバイル端末、その他今後の技術革新により登場する各種情報端末に対して、迅速にサービスを適応させることが重要となります。多様化が進むユーザー動向に素早く対応し、高品質なサービスを提供し続けることで、集客力の最大化に努めてまいります。

⑤ システムの安定稼働

当社グループにとって、ビジネスの基盤であるシステムの安定稼働は今後も重要な課題であります。コンピュータウイルスなどの侵入、近年高度化・複雑化する情報改ざんや不

正侵入などの不正アクセス等の脅威に対して、適切なセキュリティ対策を講じてまいります。また、システムの可用性の向上等に関する取組みを積極的に進めることで、高度な情報システム環境の維持・運用を行ってまいります。

⑥ ステークホルダーとの関係強化

当社グループは、株主の皆様のみならず、お取引先企業、お客様及び従業員との間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に株主価値の最大化を実現するものと考えております。制度開示における重要事実公開手順を踏まえたうえで、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略などについて、ステークホルダーに対し迅速かつ的確に情報発信してまいります。また、CSR活動やサステナビリティを意識した経営を通じてステークホルダーの信頼と満足を得る企業価値の向上を図ってまいります。

⑦ 個人情報の保護管理強化

当社グループの事業は、当社サービスの顧客の様々な活動により支えられており、顧客の個人情報の保護管理において大きな責務を負っています。個人情報保護法を遵守すべく定めた、情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針に基づき、あらゆる管理体制強化を図ってまいります。当社グループが保有する情報資産をあらゆる脅威から保護し、適切な安全管理を実現するために構築した、情報セキュリティマネジメントシステムを最大限活かし、情報資産を安全かつ適正に管理・運用してまいります。

⑧ ゴルフ業界における確固たる地位の構築

競合する企業との差別化を図り、当社グループならではの付加価値を示していくためには、今以上に認知度を高めていかなければならないと考えております。ゴルフ業界の中でオンリーワンの存在として業界の繁栄に貢献していけるような企業を目指します。そのためには、テクノロジーとデータを駆使した革新的なゴルフビジネスの開発とともに国内外ビジネスでこれまで以上の売上規模を獲得していくことが重要であると認識しております。

⑨ グローバル展開の推進

当社グループは、今後の持続的な成長のために海外事業展開を重要な戦略と位置づけております。2019年より、米国を中心に本格的な事業展開に着手しており、これら事業の売上・利益拡大に向けて、引き続き海外子会社の経営管理面での充実を図ってまいります。

す。またこれに関連して、海外事業展開に不可欠なグローバル人材の開発・育成を進め、海外事業の飛躍的成長のための土台を構築してまいります。

⑩ 働き方改革の促進

当社グループではCOVID-19の感染拡大以前から、完全フレックスタイム制の導入や、テレワークの導入など、積極的に働き方改革を推進してまいりました。当連結会計年度はCOVID-19の感染拡大の影響もあり、従来以上にテレワークの推進・浸透が進み、契約手続き電子化等の業務効率化を進めることができました。このような新しい環境における業務プロセスの変化、コミュニケーション方法の変化などに基づく新たなリスクを認識し、これに対する対策を実施してまいります。新しい働き方が従業員の個々人の生活を豊かにし、業務パフォーマンスの強化につながるよう、今後も社会の先頭に立って新しい働き方を実践してまいります。

⑪ COVID-19への対応

COVID-19収束のために社会が一丸となり対策を講じる必要があります。当社グループでは、お客様と従業員の安全を守り、社会の構成員としての責任を果たすため感染拡大防止に努めてまいります。当社グループでは、緊急対策室が中心となり、常に国内外のCOVID-19に関する情報を収集し、最新の情報を従業員のほか必要関係各所と共有し、適宜必要な対策を講じてまいります。店舗における検温、店舗スタッフのマスク着用、ソーシャルディスタンスの保持等の安全対策の徹底、従業員のテレワーク促進、Web会議の活用等、業務のデジタルトランスフォーメーションの促進を実施し、COVID-19の早期収束に貢献できるよう努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、「ゴルフ」と「インターネット」を主軸に、ゴルフ専門のＩＴサービス企業としてゴルフビジネスを行っております。主要な事業内容は以下のとおりです。

- ・ゴルフ用品販売サービス
- ・ゴルフ場予約サービス
- ・レッスン・クラブフィッティング販売サービス
- ・広告サービス
- ・その他ゴルフ関連事業の開発

(6) 企業集団の主要な営業所等（2020年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所等

本 社	東京都品川区
大 阪 支 社	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 支 社	愛知県名古屋市中区
福 岡 支 社	福岡県福岡市博多区
松 山 事 務 所	愛媛県松山市
物 流 セ ン タ ー	千葉県習志野市
ゴルフガレージ直営店舗	東京都3店舗、神奈川県2店舗、千葉県1店舗
GDO Golfers LINKS HANEDA	東京都大田区
茅ヶ崎ゴルフ倶楽部	神奈川県茅ヶ崎市

② 株式会社GDOゴルフテックの主要な営業所

本 社	東京都品川区
GOLFTEC by GDO直営店舗	東京都8店舗、神奈川県1店舗、愛知県1店舗、大阪府2店舗、福岡県1店舗

③ GDO Sports, Inc.の主要な営業所

本	社	米国カリフォルニア州
---	---	------------

④ GolfTEC Enterprises LLCの主要な営業所

本	社	米国コロラド州
GOLFTEC	店 舗	直営店116店舗、フランチャイズ91店舗

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
928名 (143名)	24名増 (74名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
382名 (121名)	20名増 (34名減)	38.2歳	7.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	350百万円
(株)三井住友銀行	350百万円
(株)三菱UFJ銀行	350百万円
(株)りそな銀行	100百万円
三井住友信託銀行(株)	100百万円
CIBC Bank U.S.A.	6.45百万米ドル
その他	217百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 59,164,000株
- ② 発行済株式の総数 18,274,000株
- ③ 株主数 11,996名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)ゴルフダイジェスト社	3,250,000株	17.78%
石坂信也	3,121,200株	17.08%
木村玄一	1,250,000株	6.84%
木村正浩	900,000株	4.92%
(株)日本カストディ銀行（信託口）	788,200株	4.31%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	730,100株	3.99%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	639,224株	3.49%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	491,900株	2.69%
特定有価証券信託受託者（株）SMBC信託銀行	300,000株	1.64%
大日本印刷(株)	276,000株	1.51%

（注）持株比率は自己株式（304株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 坂 信 也	当社 執行役員最高経営責任者 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長 GDO Sports,Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長
取締役副社長	吉 川 雄 大	当社 執行役員最高執行責任者 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役
取 締 役	西 野 洋	当社 執行役員最高財務責任者 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役
取 締 役	木 村 玄 一	(株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 木村総業(株) 代表取締役社長 東名観光開発(株) 代表取締役社長
取 締 役	木 村 正 浩	(株)ゴルフダイジェスト社 専務取締役 木村総業(株) 取締役 東名観光開発(株) 取締役
取 締 役	橋 岡 宏 成	弁護士 トレンダーズ(株) 社外監査役 (株)ロコガイド 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	岩 澤 俊 典	内閣官房IT総合戦略室 IT戦略調整官 (非常勤)
常 勤 監 査 役	大 山 和 彦	
監 査 役	上 住 敬 一	公認会計士 ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長
監 査 役	瀧 田 京 子	社会保険労務士 (株)エキップコンサルティング 代表取締役 (医)行智会 監事 エキップ社会保険労務士法人 代表社員 東京労働局(東京紛争調整委員会委員) あっせん委員

- (注) 1. 2020年3月30日開催の第21回定時株主総会において新たに大山和彦氏が監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役4名 木村玄一、木村正浩、橋岡宏成、岩澤俊典の各氏は社外取締役であります。
3. 監査役2名 上住敬一、瀧田京子の両氏は社外監査役であります。
4. 監査役 上住敬一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 瀧田京子氏は社会保険労務士の資格を有しており、企業労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、独立役員の選任に関する基準を定めており、当該基準に基づいて、橋岡宏成及び岩澤俊典の両氏を独立役員に選任し、また各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8 名	139,174千円
監 査 役	4 名	16,500千円
合 計 (うち社外取締役及び社外監査役)	12名 (7名)	155,674千円 (23,100千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 2. の取締役（社外取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において、ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）に対して発行する新株予約権に関する報酬額として、年額50,000千円を上限として決議いただいております。

③ 社外取締役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
木村玄一	(株)ゴルフダイジェスト社、東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)の代表取締役社長です。(株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。(株)モーターマガジン社、木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催全てに出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣に基づき、当社事業推進における施策に対し様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
木村正浩	(株)ゴルフダイジェスト社の専務取締役です。木村総業(株)及び東名観光開発(株)の取締役です。(株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催全てに出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣に基づき、当社事業推進における施策に対し様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
橋岡宏成	トレンダーズ(株)及び(株)ロコガイドの社外取締役(監査等委員)です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催中11回に出席し、当社経営施策における法的見解・意見や当社従業員の業務遂行において、企業法務的見地から様々な助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
岩澤俊典	内閣官房IT総合戦略室IT戦略調整官(非常勤)です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催全てに出席し、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったとみなす書面決議が13回ありました。

④ 社外監査役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び 当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会及び監査役会への出席 状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事 業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から 当該事業年度に 役員として受け た報酬の額
上住敬一	ビズアドバイザーズ(株)の代表取締役社長です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)取締役会12回全て、監査役会16回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
濱田京子	(株)エキップコンサルティングの代表取締役、(医)行智会の監事、エキップ社会保険労務士法人の代表社員及び東京労働局(東京紛争調整委員会委員)あっせん委員です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)取締役会12回全て、監査役会16回全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地からの発言を行い、監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったとみなす書面決議が13回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,640,497	流 動 負 債	11,078,769
現金及び預金	2,873,076	買掛金	2,089,043
売掛金	2,640,033	短期借入金	1,471,876
商品	2,898,380	一年内返済予定の長期借入金	666,400
仕掛品	783	リース債務	1,001
貯蔵品	160,822	未払金	1,130,346
その他の	1,079,088	未払法人税等	479,727
貸倒引当金	△11,686	前受金	2,951,641
固 定 資 産	8,353,898	賞与引当金	76,975
有形固定資産	2,882,493	ポイント引当金	289,580
建物	2,193,806	株主優待引当金	36,648
機械装置及び運搬具	1,588	その他の	1,885,527
工具、器具及び備品	510,622	固 定 負 債	559,100
リース資産	2,053	リース債務	1,191
建設仮勘定	174,422	繰延税金負債	165,299
		役員退職慰労引当金	102,252
		資産除去債務	287,436
		その他の	2,921
無形固定資産	4,505,612	負 債 合 計	11,637,870
のれん	2,568,926	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,062,704	株 主 資 本	6,510,084
その他の	873,981	資本金	1,458,953
投資その他の資産	965,792	資本剰余金	2,447,104
投資有価証券	13,986	利益剰余金	2,604,322
繰延税金資産	234,706	自己株式	△296
敷金及び保証金	605,431	その他の包括利益累計額	△153,558
その他の	118,668	為替換算調整勘定	△153,558
貸倒引当金	△7,000	純 資 産 合 計	6,356,525
資 産 合 計	17,994,395	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,994,395

連結損益計算書

(2020 年 1 月 1 日から
2020 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		33,690,631
売上原価		20,614,876
売上総利益		13,075,754
販売費及び一般管理費		12,236,801
営業利益		838,953
営業外収益		
受取利息	39	
受取配当金	451	
不動産賃貸	13,538	
その他	86,041	100,070
営業外費用		
支払利息	27,388	
その他	3,815	31,204
営業外常利		907,818
特別損失		
固定資産除却損	75,170	
投資有価証券売却損	2,732	77,903
税金等調整前当期純利益		829,915
法人税、住民税及び事業税	652,457	
法人税等調整額	△84,018	568,438
当期純利益		261,477
親会社株主に帰属する当期純利益		261,477

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,861,332	流 動 負 債	5,569,492
現金及び預金	2,367,314	買掛金	1,764,418
売掛金	2,321,735	短期借入金	750,000
商品	2,639,713	一年内返済予定の長期借入金	666,400
仕掛品	783	リース債務	1,001
貯蔵品	27,686	未払金	847,519
前払費用	191,947	未払費用	130,607
その他	314,600	未払法人税等	477,288
貸倒引当金	△2,449	未払消費税等	403,549
固定資産合計	5,815,423	前受金	36,574
有形固定資産	701,717	前受収益	4,585
建物	43,547	預り金	101,318
建物附属設備	578,075	賞与引当金	60,000
機械装置及び運搬具	1,588	ポイント引当金	289,580
工具、器具及び備品	36,919	株主優待引当金	36,648
リース資産	2,053	固定負債	280,014
建設仮勘定	39,532	リース債務	1,191
無形固定資産	1,108,508	役員退職慰労引当金	102,252
借地権	100,000	資産除去債務	173,650
ソフトウェア	865,302	その他	2,921
その他	143,205	負債合計	5,849,507
投資その他の資産	4,005,198	純資産の部	
投資有価証券	13,986	株主資本	7,827,248
関係会社株式	3,298,160	資本剰余金	1,458,953
関係会社長期貸付金	765,000	資本準備金	2,447,104
長期前払費用	71,288	その他資本剰余金	1,420,071
破産更生債権等	7,000	利益剰余金	1,027,033
繰延税金資産	234,165	利益剰余金	3,921,486
その他	387,596	その他利益剰余金	3,921,486
貸倒引当金	△772,000	繰越利益剰余金	3,921,486
資産合計	13,676,756	自己株式	△296
		純資産合計	7,827,248
		負債・純資産合計	13,676,756

損 益 計 算 書

(2020 年 1 月 1 日から
2020 年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		25,885,972
売上原価		16,156,185
売上総利益		9,729,787
販売費及び一般管理費		7,870,771
営業利益		1,859,016
営業外収益		
受取利息	4,008	
受取配当金	451	
不動産賃貸料	13,538	
その他の	32,458	50,455
営業外費用		
支払利息	11,731	
貸倒引当金繰入	100,000	
その他の	4,782	116,513
経常利益		1,792,958
特別損失		
固定資産除却損	69,548	
投資有価証券売却損	2,732	72,281
税引前当期純利益		1,720,677
法人税、住民税及び事業税	642,534	
法人税等調整額	△54,331	588,202
当期純利益		1,132,474

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 達哉	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

千代田 義央 ㊞

公認会計士

千葉 達哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会 監査報告

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

監 査 役 会

常 勤 監 査 役 大 山 和 彦 ㊞

監 査 役 上 住 敬 一 ㊞

監 査 役 濱 田 京 子 ㊞

(注)監査役上住敬一及び濱田京子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、100,505,328円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
1	いしざかのぶや 石坂 信也 (1966年12月10日生)	1990年 4 月 三菱商事(株)入社 1999年 6 月 米国ハーバード大学MBA修了 2000年 5 月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長 執行役員最高経営責任者 (現任) 2014年 9 月 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長 (現任) 2016年 4 月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 2016年 11月 キッズゴルフ(株) 代表取締役社長 2017年 4 月 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (現任) 2017年 11月 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 (現任) 2018年 7 月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長 (現任)	3,121,200株
【選任理由】 当社創業者として、インターネットサービス全般やゴルフ業界にかかる豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社を国内最大級のゴルフ総合サービスサイトに成長させる等、長年にわたり当社グループをけん引して参りました。当社の持続的な企業価値向上をけん引するものとして、その実績、能力、経験が引き続き当社経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。			
2	よしかわたけひろ 吉川 雄大 (1971年5月9日生)	1995年 4 月 富士火災海上保険(株) (現:AIG損害保険(株)) 入社 2003年 4 月 当社入社 ゴルフ場サービス本部 2007年 3 月 当社 ゴルフ場サービス本部長 2010年 1 月 当社 執行役員 当社 ゴルフ場ビジネスユニット長 2013年 7 月 当社 お客様体験デザイン本部長 2014年 3 月 当社 取締役 2020年 3 月 当社 取締役副社長 (現任) 当社 執行役員最高執行責任者 (現任) 2020年 4 月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 (現任)	43,700株
【選任理由】 当社のゴルフ場ビジネス事業等、幅広い事業に精通しており、当社グループの持続的な企業価値向上をけん引するものとして、その実績、能力、経験が引き続き当社経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
3	にし ひろし 西 野 洋 (1968年6月11日生)	1992年 4 月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券(株) (現：シティ グループ証券(株)) 入社 2002年 4 月 ドイツ証券(株) 入社 2005年 1 月 (株)リクルート(現:(株)リクルートホールディングス) 入社 2013年 1 月 三井物産(株) 入社 2016年 4 月 (同)鷹の羽アドバイザリー 代表社員 (現任) 2018年 7 月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 (現任) 2018年10月 当社入社 執行役員最高財務責任者 (現任) 2019年 3 月 当社 取締役 (現任)	-株
		【選任理由】 企業経営及び企業金融に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、当社グループの資本政策、事業計画等の経営施策の根幹を成す重要事案の策定等を通じた当社グループの持続的な企業価値向上をけん引するものとして、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。	
4	きむら げんいち 木 村 玄 一 (1962年12月25日生)	1986年 4 月 大日本印刷(株)入社 1990年12月 木村総業(株) 代表取締役社長 (現任) 1995年11月 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 (現任) 1997年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (現任) 2000年 5 月 当社 取締役 (現任) 2002年 2 月 東名観光開発(株) 代表取締役社長 (現任)	1,250,000株
		【選任理由】 ゴルフ業界に関する深い造詣に基づく、当社事業推進における施策に対する様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏が代表取締役社長を務める会社と当社との間には営業取引関係がございますが、同氏の独立性に影響する規模ではないと判断しております。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって20年10カ月となります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
5	きむら まさひろ 木 村 正 浩 (1966年5月23日生)	1989年 4 月 大昭和製紙(株) (現:日本製紙(株)) 入社 1990年 2 月 木村総業(株) 取締役 (現任) 1992年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 常務取締役 1995年 2 月 東名観光開発(株) 取締役 (現任) 2000年 5 月 当社 取締役 2004年 9 月 当社 取締役 (現任) 2015年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 専務取締役 (現任)	900,000株
	【選任理由】 ゴルフ業界に関する深い造詣に基づく、当社事業推進における施策に対する様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏が専務取締役及び取締役を務める会社と当社との間には営業取引関係がございますが、同氏の独立性に影響する規模ではないと判断しております。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって16年6カ月となります。		
6	いわさわ としのり 岩 澤 俊 典 (1966年6月19日生)	1990年 4 月 伊藤忠商事(株)入社 1996年 1 月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株) 入社 1997年 7 月 デロイトトーマツコンサルティング(株) (現:アビームコンサルティング(株)) 入社 2005年 8 月 ABeam Consulting (USA) Ltd. Managing Director 2007年10月 アビームコンサルティング(株) 執行役員マネージング・ダイレクター(日本代表) 2008年 2 月 同社 代表取締役マネージング・ダイレクター 2009年 4 月 同社 代表取締役社長 2016年 3 月 当社 取締役 (現任) 2020年11月 内閣官房IT総合戦略室 IT戦略調整官(非常勤) (現任)	-株
	【選任理由】 IT関連企業の経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、当社の資本政策、IT関連施策及び事業計画等の経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が代表取締役社長を務めていたアビームコンサルティング(株)と当社との間には取引関係がございますが、退任後は同社経営に関与していないことから、同氏の独立性に影響するものではないと判断しております。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
※ 7	み と し げ ゆ き 水 戸 重 之 (1957年5月9日生)	1989年 4 月 第一東京弁護士会弁護士登録 1990年10月 T M I 総合法律事務所創設に参画 1999年 4 月 同事務所パートナー弁護士 (現任) 2002年 6 月 (株)タカラ (現:(株)タカラトミー) 監査役 2002年12月 (株)ティー・ワイ・オー 監査役 2006年 3 月 (株)タカラトミー 監査役 2006年 4 月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院) 講師 (現任) 2006年 5 月 (株)ブロッコリー 監査役 (現任) 2006年 7 月 (株)湘南ベルマーレ 監査役 2010年 6 月 吉本興業(株) (現:吉本興業ホールディングス(株)) 監査役 2011年 2 月 (公財)三宅一生デザイン文化財団 監事 (現任) 2014年 4 月 (株)湘南ベルマーレ 取締役 2015年 6 月 (株)タカラトミー 取締役 (現任) 2016年 6 月 吉本興業(株) (現:吉本興業ホールディングス(株)) 社外取締役 (現任) 2016年 6 月 日本コロムビア(株) 監査役 2018年 4 月 武蔵野大学法学研究科 客員教授 (現任) 2018年 6 月 (株)フェイス 取締役 (現任) 2019年10月 (一社)P H R 普及推進協議会 理事 (現任) 2020年 5 月 (一財)アスリートフラッグ財団 監事 (現任) 2020年 6 月 (株)湘南ベルマーレ 監査役 (現任) 2020年 9 月 (株)よしもと統合ファンド 監査役 (現任)	-株
		【選任理由】 弁護士及び民間企業等の役員として培われた企業法務の幅広い知識・経験を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらに基づき当社の経営全般に対して提言いただくことにより当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として適任と判断し選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
※ 8	たかはし まきこ 高 橋 真 木 子 (1967年5月12日生)	1993年 4 月 (財)神奈川科学技術アカデミー 入団 2004年 1 月 東京工業大学 産学連携推進本部 知的財産・技術移転部門 特任助教授 2006年 9 月 東北大学 特定領域研究推進支援センター 特任助教授 2010年 4 月 (独)理化学研究所(現:国立研究開発法人理化学研究所) 研究政策企画員、経営企画部戦略分析課主幹 2014年 7 月 金沢工業大学 イノベーションマネジメント研究科 教授 (現任) 2017年 5 月 (株)ベルシステム24ホールディングス 社外取締役 (現任) 2020年 4 月 高エネルギー加速器研究機構(KEK) 理事 (現任)	-株
		【選任理由】 産学連携による研究開発プロジェクト、大学発の技術移転、知的財産のマネジメントに関する豊富な経験と高い専門知識とともに、公的機関や民間企業等とのセクター間連携による知識創造に関する知見を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらに基づく様々な助言、意見を当社のプロセス管理及び新技術への取組み等に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役として適任と判断し選任をお願いするものです。	

- (注) 1. ※は新任の社外取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏はそれぞれ当社の関係会社である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長、専務取締役であり、当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。
3. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏はそれぞれ東名観光開発株式会社の代表取締役社長、取締役であり、当社との間に営業取引関係があります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下の通りであります。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	取締役、監査役が、その地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補する。

6. 木村玄一氏、木村正浩氏、岩澤俊典氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏は、社外取締役候補者であります。
7. 社外取締役候補者に関する記載事項
- ① 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、「会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使

用人である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、木村玄一氏、木村正浩氏及び岩澤俊典氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。木村玄一氏、木村正浩氏及び岩澤俊典氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続し、水戸重之氏及び高橋真木子氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

② 独立役員について

当社は、独立役員の選任に関する基準を定めており、当該基準に基づいて、岩澤俊典氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏を独立役員に選任し、また各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役上住敬一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
う え ず み け い い ち 上 住 敬 一 (1969年10月6日生)	1992年10月 中央コーパス・アンド・ライブランド国際税務事務所(現: 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)入所 1996年4月 公認会計士 登録 1997年1月 プライスウォーターハウスクーパース ロスアンジェルス事務所入所 2004年7月 ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長 (現任) 2005年9月 当社 監査役 (現任) 2007年10月 (株)ゴルフパラダイス 監査役	-株

【選任理由】

同氏の公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。当社の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって15年6カ月となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下の通りであります。監査役候補者が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	取締役、監査役が、その地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補する。

3. 同氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する記載事項
社外監査役との責任限定契約について
当社は、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、同氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 役員退職慰労金贈呈の件

2020年3月30日をもって当社取締役を退任した伊藤修武氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社が定める役員退職慰労金規定に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

伊藤修武氏の略歴は、次のとおりです。

氏 名	略 歴
伊 藤 修 武 い と う お さ む	2013年3月 当社 取締役 2020年3月 当社 取締役退任（任期满了）

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する内容改定の件

現在の取締役の報酬等の額は、2008年3月26日開催の当社第9回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）、また、当社取締役（社外取締役除く。以下「対象取締役」という。）の報酬とは別枠として、対象取締役に對して、年額50百万円を上限としてストックオプションとして発行する新株予約権について報酬額を設定することにつきご承認をいただいたものであります。

その後の資本構成および経済情勢の変化等の事情を考慮いたしまして、業績の拡大に伴い、ストックオプション制度の導入の効果をさらに高め、取締役の在任期間中の株式保有を促し、新株予約権の付与数に機動性を持たせるため対象取締役に割り当てるストックオプションとして発行する新株予約権の報酬額は年額50百万円を上限としたまま、これまでのストックオプションの内容を廃止し、今回新たに下記の内容にて、ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権をご承認いただきたく存じます。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合は取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数1,250個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

なお、払込みを要しないことは、有利発行に該当しない。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

⑤新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から発行決議日後10年を経過する日までの範囲で、当社取締

役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の取得条項

以下の（１）、（２）、（３）、（４）又は（５）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- （１）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- （２）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- （３）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- （４）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- （５）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- （６）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧新株予約権の行使の条件

- （１）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- （２）当該新株予約権を行使するためには、行使時に、当社又は当社関連会社の役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により従業員の地位を喪失した場合及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- （３）その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員及び使用人並びに子会社の役員に対し、割り当てる予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階

会場：大崎ブライトコアホール

電話番号 03 (5447) 7130 URL www.osaki-hall.jp



※大崎ブライトタワーではなく、大崎ブライトコアの3階です。
スターバックスを過ぎて交差点を渡り、セブンイレブンが1階に入ったビルです。

<交通アクセス>

電車でお越しの方 JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎」駅より徒歩5分
山手通り「大崎駅前交番前」の交差点を曲がり、約250メートル左手ビル